

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大鰯町長 山田年伸

市町村名 (市町村コード)	大鰯町 ( 23621 )	
地域名 (地域内農業集落名)	大鰯② (三ツ目内、居土、折紙、高野新田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月15日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手の高齢化、離農が著しく、居土、折紙、高野新田地区の大半の水田、樹園地が山間地に点在するため、日照時間が短く耕作条件が悪い農地が多く、担い手への集積は進んでいない。三ツ目内地区においては、基盤整備を施行済であることから、担い手が積極的に集積している反面、山間部にある樹園地の集積が行われていない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手が効率的に農地を集積しつつ、水稻、大豆、小麦、りんご、トマト、メロン、ピーマンの作付を行うものとする。活用が困難な農地については、林地化等の粗放的管理を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

山間部に位置する水田、樹園地については、日照時間が短く水はけが悪い農地が多いことから、担い手への積極的な集積は行わず、林地化等による粗放的管理を検討する。  
虹貝地区にある水田については、基盤整備等を施行することにより活用可能な農地が多いため、耕作条件を整備し担い手への集積を図る。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
山間部にある農地は日照時間が短く、水はけが悪い等耕作条件が悪いため、担い手への積極的な集積は行わないものとする。団地化するにあたり十分な農地の確保が可能である三ツ目内地区においては、可能な範囲で団地化を目指す。その他、各地区において集積可能な農地については、担い手へ集積することを基本とする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手への集積が困難な農地において、農地利用最適化推進委員等と調整し、農地バンクへの貸付を基本とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
居土地区において、大区画化の基盤整備を実施することができれば、担い手が積極的に集積することが可能であると見込まれる。用排水路の整備が地区全体の共通課題である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内外を問わず、多様な経営体の育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害による耕作意欲の低下を防止するため、猟友会と連携し罠等の設置や追い払い等の対策を行う。
- ③スマート農業の導入を図るため、基地局の設置等を検討する。
- ⑦農地としての活用が困難な農地については、林地化等による粗放的管理を検討する。